

平成18年度 市・県民税申告相談

申告期限は3月15日(水)です。

申告相談は、麻生庁舎・北浦庁舎・玉造庁舎の3か所で行います。申告期間中、都合の良い日に申告相談ができますが、特定の日に集中させないようにするため、申告相談日程を決めさせていただきましたのでご理解下さるようお願いいたします。

また申告期限が近づきますと、大変混み合い長時間お待ちいただくようになりますので、お早めに申告相談をされますようお願いいたします。

申告をする必要のある方

平成18年1月1日現在、行方市に住民登録のある方で扶養親族でない方
所得税の確定申告を提出していない方
給与と支払報告書が勤務先から市に提出されていない方

申告の際、持参していただくもの

送付された申告書（送付されなかった場合は会場に用意してあります）

印鑑

健康保険証

収入を証明する平成17年分給与所得および公的年金等の源泉徴収票等

各所得に関する収支内訳書および資料等

所得控除を証明するもの(生命保険や損害保険の控除証明書、国民年金保険料控除証明書または納付証明書、医療費支払領収書等)

還付が予想される方については、還付金を受け取るための金融機関名および口座番号が分かるもの

事業主は給与支払報告書の提出を

毎年1月1日現在において給与の支払いをする方（事業主）は、法令の定めにより1月31日までに給与支払報告書を、給与の支払いを受けている方（給与所得者）の1月1日現在住所地の市町村長に提出をお願いします。

国民年金保険料の控除証明書について

国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用を受ける場合には、国民年金納付領収書または、国民年金保険料控除証明書の添付が必要です。国民年金保険料控除証明書を紛失した場合には、社

会保険事務所および専用ダイヤルにて控除証明書を申請し、再発行してもらうことができます。

茨城社会保険事務局控除証明書専用ダイヤル

電話 0570 - 00 - 9911

水戸南社会保険事務所

電話 029 - 227 - 3251

地方税法の改正により、市・県民税の一部が改正されました。

- ・定率減税の縮減
個人住民税 改正前 税額の15%を控除
(4万円を限度)
改正後 税額の7.5%を控除
(2万円を限度)
- ・生計同一の配偶者に対する非課税措置が廃止されました。生計を同じくする配偶者の均等割りが4,000円で課税されます。
- ・高齢者(65歳以上の者で、合計所得金額が1,000万円以下である者)の所得控除が廃止されました。従来48万円の控除がなくなりました。
- ・公的年金等控除が改正されました。

| 受給者の年齢 | 収入金額 | 控除額 |
|--------|-----------------|---------------------|
| 65歳以上 | 120万まで | 0円 |
| | 120万円～330万円未満 | 収入金額 - 120万円 |
| | 330万円以上～410万円未満 | 収入金額×0.75 - 37.5万円 |
| | 410万円以上～770万円未満 | 収入金額×0.85 - 78.5万円 |
| | 770万円以上 | 収入金額×0.95 - 155.5万円 |

